

戦没者等のご遺族の皆さまへ

—第11回特別弔慰金が支給されます—

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、記名国債が支給されます。

対象 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を維持している等の要件により、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上生計関係を有していた方に限ります。

請求期限 令和5年3月31日

請求手続 社会福祉課または各総合支所市民福祉課(郵送手続可)
※令和2年4月1日から受け付けしています。すでに請求が済みの方は再度請求する必要はありません。

☎社会福祉課 25-5204

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082

大滝☎55-0865 荒川☎54-2116

「住民税均等割非課税世帯の皆さまへ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円を1世帯当たり)に支給)のご案内」

このたび住民税均等割非課税世帯に支給される電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯当たり5万円)は、プッシュ方式で支給を行うため、原則、確認書の提出は不要とします。

対象

①基準日(令和4年9月30日)において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である対象世帯には「給付のお知らせ」(10月末に発送済)または、「支給要件確認書」(11月中に発送予定)を郵送します。
②①のほか、家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯は申請してください(家計急変世帯)。

なお、非課税世帯にもかかわらず、「給付のお知らせ」や「支給要件確認書」が届かない場合や、ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

☎社会福祉課

臨時特別給付金担当☎25-5204

11月11日は「介護の日」です！

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護関係で働いている方や介護サービスを利用している方およびその家族等を支援し、地域での支えあいや交流を促進する目的から、「11月11日」を「介護の日」と定めています。この機会に介護について考えてみましょう。

社会全体の高齢化を理解しておく

秩父市では高齢化率が約35%となっており、市民の約3人に1人が65歳以上となっています。高齢化の進行により介護を必要とする方も年々増加し、介護の課題も多様化しています。こうした中、多くの方が介護について身近に捉え、それぞれの立場で考えながら関わることを求められています。

認知症高齢者が増加していることを理解しておく

認知症は誰にでも起こり得る身近な病気です。65歳以上の7〜10人に1人は認知症の症状がみられると言われています。最近では、介護が必要となった原因の一つに認知症が挙げられることが多くなっており、認知症の予防や早期発見、早期治療を心掛けることも大切です。

介護サービスについて理解しておく

どのようなサービスが、どこで利用できるのかなど、いざ介護

サービスを利用する際に必要な情報を得ることができるよう、日ごろから相談先を知っておくことが大切です。

健康に老後を迎える準備をしておく

健康で過ごせる期間を延ばせるよう、元気なうちから介護予防に取り組むことも重要です。地域包括支援センターでは、元気な高齢者の皆さんが参加できる地域活動も支援しています。

☎秩父地域包括支援センター 22-12582

市内施設(商業施設や公民館等)でマイナンバーカードの出張申請サポートを実施します！

申請書の記入や顔写真撮影などをサポートします。(事前予約不要) 必要書類がそろっている方は、マイナンバーカードをご自宅に本人限定郵便でお届けします。

11月中旬ごろの実施を予定していますが、日程や詳細は、決まり次第☎等でお知らせします。

申請はお早めに

マイナンバー第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限は、12月末日までです。カード作成に時間を要するため、マイナンバーポイント申請期限である令和5年2月末日までにカードがお手元に届かない場合もありますので、お早めに申請をお願いします。

☎市民課 22-15348